

世田谷区における
効果的な児童相談行政の推進について

最終報告

平成30年度の検討における意見には下線を引いている。

平成31年1月17日

効果的な児童相談行政の推進検討委員会

〔目次〕

はじめに	1
基本的考え方	1
世田谷区の児童相談所、子ども家庭支援センターの現況	1
提言	3
1 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について	3
2 子ども家庭支援センターの位置づけについて (児童相談所と子ども家庭支援センターの組織と人員)	4
3 通告・相談窓口について	5
4 夜間・休日の相談に対応できる体制について	7
5 虐待発生予防・早期発見・対応のための体制整備について	8
6 児童相談所の機能・設備について	8
7 子どもを中心に考えた一時保護所の施設整備のあり方について	9
8 一時保護委託について (保護需要数を満たすための一時保護委託先確保の方策について)	11
9 医療行為の必要性について(今後取り組むべき課題について)	11
10 地域・関係機関との連携について	11
11 学校・教育委員会との連携について	12
12 アドボケート制度について	13
13 社会的養護の体制整備について	14
14 家庭復帰に向けた支援策について	15
15 里親の拡充、推進、支援について	15
16 特別養子縁組・養子縁組について	17
17 児童福祉施設等の退所児童の支援体制について	18
18 フォスタリング業務について	19
19 区民にとって利用しやすい障害児相談窓口・体制について	20
20 障害児の虐待予防と対応について	21

資料

用語解説	23
効果的な児童相談行政の推進検討委員会 検討経過	30
効果的な児童相談行政の推進検討委員会 委員名簿	32
効果的な児童相談行政の推進検討委員会 設置要綱	36

はじめに

平成 28 年の児童福祉法の改正により、希望する特別区は政令による指定を受けて児童相談所を設置できることになった。これに伴い、世田谷区は東京都より児童相談所の移管を受け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指している。現在、東京都と特別区は「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に基づき、連携・協力をいながら子どもの安全と家族の支援を行っているが、都と区の二元体制のもとで、情報の共有不足や認識の温度差などの課題も抱えている。

効果的な児童相談行政の実現のために、世田谷区は平成 29 年度に本委員会を設置し検討を重ねてきた。今般、2 年間に渡る検討の結果について、最終報告としてとりまとめ、区に提言するものである。

基本的考え方

- (1) 平成 28 年の児童福祉法改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されることが明記された。その理念に則り、児童相談のあらゆる場面において、子どもの権利が保障され最善の利益が優先されなければならない。
- (2) あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるために、保護者支援を重点的に行うことによって、対処療法ではない、児童虐待の予防に重点を置いた児童相談や施策が展開されなければならない。
- (3) 児童相談所の区移管に伴い、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した児童相談行政が遂行されなければならない。

世田谷区の児童相談所、子ども家庭支援センターの現況

(1) 児童相談所

東京都世田谷児童相談所

所在地：世田谷区桜丘 5 - 28 - 12

管轄区域：世田谷区、狛江市

職員体制：(平成 30 年 4 月 1 日現在) 常勤職員は定数。非常勤職員は実数。

2018 事業概要

所長	児童福祉司	児童心理司	事務	非常勤
1	18	7	2	14

平成 29 年度相談受理件数

2018 事業概要

養護相談 (うち虐待相談)	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談 その他	計
1118 (923)	119	273	84	63	1657

(2) 子ども家庭支援センター

- ・せたがや子ども家庭支援センター (世田谷 4 - 22 - 33)
- ・きたざわ子ども家庭支援センター (松原 6 - 3 - 5)
- ・たまがわ子ども家庭支援センター (玉川 1 - 20 - 21 仮庁舎移転中)
- ・きぬた子ども家庭支援センター (成城 6 - 2 - 1)
- ・からすやま子ども家庭支援センター (南烏山 6 - 22 - 14)

職員体制 (平成 30 年 4 月 1 日現在) A チーム (児童虐待対応等を担当するチームのみ)

係長	ケースワーカー	非常勤・再任用
5	20	13

平成 29 年度相談受理件数

養護相談 (うち虐待相談)	非行相談	障害相談	育成相談	その他	計
1088 (714)	9	1	21	7	1126

平成 29 年度実績 (件数)

29 年度末 ケース数	緊急支援 会議	支援会議	個別ケース 検討会議	送 致 (子家セン 児相)	援助要請 (子家セン 児相)	情報提供 (子家セン 児相)
1199	707	4159	252	22	24	22

提言

1 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について

【基本事項】

平成 16 年の児童福祉法改正に伴い、児童相談所だけではなく、区においても児童虐待の通告を子ども家庭支援センターで受け付けてきた。さらに、要保護児童支援地域協議会の調整機関として地域ネットワークの中核を担い、児童虐待に対応する力を着実につけてきている。また、世田谷区は政令指定都市並みの人口規模を擁しているため、地域に密着したきめ細かい相談に対応するには、児童相談所と子ども家庭支援センターが協働して支援を行う必要がある。今後も地域の中核機関として、虐待予防へのさらなる対応が求められるため、児童相談所（1 箇所）を開設後も、5 総合支所にある子ども家庭支援センターは存続する必要がある。

【子ども家庭支援センターの役割（機能）】

児童相談所と子ども家庭支援センターの地域における役割を鑑みると、子ども家庭支援センターは「市町村子ども家庭支援指針」に則り、一般の子ども家庭相談から子ども虐待事例の在宅支援及び虐待発生予防を主とした支援を担うことを基本とするべきであり、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を果たしていかなければならない。

【児童相談所の役割（機能）】

児童相談所は、より専門性を必要とされる相談や虐待対応等を担うことを基本とする。具体的には、強制介入が必要なケース、在宅における専門的対応が必要なケース、一時保護、一時保護から家庭復帰への支援計画の策定、児童養護施設等の代替養育の入所調整、入所後の施設等との連絡調整、入所児童への継続フォロー、入所時からの代替養育退所後の家庭復帰への支援計画の策定などである。

児童相談所は、介入と支援（行政処分として行うもの）に加え、代替養育及びパーマネンシー保障に関するソーシャルワークも担っていく必要がある。

【役割分担の整理】

児童相談所と子ども家庭支援センターは、それぞれの役割を果たす中で、必要に応じて問題の解決まで協働で関わることを前提に、役割分担に応じて主たる責任（主担当）を移行すべきである。

具体的には、以下のような場合である。

ア、子ども家庭支援センターから児童相談所に移行するケース

- ・近い将来の間に一時保護が必要と思われるケース
- ・長期ネグレクトなど一時保護を視野に入れて対応しなければならないケース
- ・強制介入や専門的対応（ぐ犯や性的虐待含む）が必要と子ども家庭支援センターが判断したケース

イ、児童相談所から子ども家庭支援センターに移行するケース

- ・泣き声通報で、地域による支援が有効と児童相談所が判断したケース
- ・虐待の内容の深刻度や緊急度が低く、子ども家庭支援センターが中心となって、在宅支援によって支えていくことが妥当なケース

- ・調査中に主訴が解消して終了するケースのうち、主訴以外にも心配な点があり在宅支援が必要なケース
- ・特定妊婦など、妊娠中から出産後の養育困難が懸念されるケース

ウ、全般的役割分担

- ・警察からの身柄通告・書類通告は児童相談所が対応する
 - ・里親・養子縁組に関する事で、里親の相談を受け家庭訪問をするなど支援に属することは、共通の役割としていく（指導や措置に関する事は児童相談所の役割）
- 主担当の移行にあたっては、児童相談所と子ども家庭支援センターの組織体制も踏まえ、具体のルール作りを行う必要がある。

【その他】

児童相談所の職員を子ども家庭支援センターに配置するなど、子ども家庭支援センターが初動調査し一時保護が必要と思われる場合に、法律上の矛盾なく迅速な対応ができるような体制について検討するべきではないか。

IT技術などの活用も考慮し、児童相談所と子ども家庭支援センターが、円滑にコミュニケーションをとることができる手法を検討する必要がある。

今後、児童相談所がより専門性に特化するために、保健相談や障害相談等、相談機能として定義されるもののうち、区の事業や地域資源等を活用できるものについて、見直しをする必要があるのではないかと。

2 子ども家庭支援センターの位置づけについて(児童相談所と子ども家庭支援センターの組織と人員)

【基本事項】

児童相談所と子ども家庭支援センターの指揮命令系統を整理し、一元的な運営を担保する組織体制とする必要がある。

児童相談行政を再構築するにあたっては、児童相談所と子ども家庭支援センターのみならず、次に掲げる組織間の連携についてもあわせて検討を行う必要がある。

- ・子ども家庭支援センターと庁内組織（健康づくり課、ネウボラチーム等）との連携
- ・子ども家庭支援センターと児童館をはじめとした地域支援機関との連携

児童相談所と子ども家庭支援センターの連携をスムーズに行うため、両者を調整する本所機能を整備する必要がある。

子ども家庭支援センターの専門性を上げるため、母子保健や予防のための支援など、子ども家庭支援センター業務のためのスーパーバイザーも配置するべきである。

子ども家庭支援センターは「特定妊婦」を扱う機会が多いなど、児童相談所の職員のスキルとは異なる専門性が求められることも考慮する必要がある。法定の児童福祉司のスーパーバイザー研修などとは異なる職員研修が必要である。

上記の組織体制を実現するに十分な人員体制を組む必要がある。

【児童相談所の組織体制】

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」にもあるように、児童相談所内で調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させ、支援を中心とした関わりが介入を躊躇させることのないような職員配置を行う必要がある。

上記の職員配置を行う際には、「職員育成」と「係間の職員能力の均等化」の両立を考慮する必要がある。

通告を受けた後の流れや、子ども家庭支援センターへの対応機関変更の判断方法を精査し、その実施に十分な体制を整備する必要がある。

都児童相談センターで実施している治療指導事業のうち、どこまで区で実施するかを決定したうえで、それを実現できる体制を整備する必要がある。

児童福祉司は代替養育にいる子どもとの信頼関係を築くために、定期的に訪問することができるよう、人員体制を整える必要がある。

開庁時間の延長など相談体制の拡充についても検討する必要がある。

虐待通告の受電体制をどのようにするか（外部委託、非常勤職員、正規職員等）によって組織体制が変わる。最初の聞き取りは重要であるため、受電者は聞き取りのトレーニングがされている必要がある。また、児童相談所職員が受電業務も行い、OJTにより経験を積むことで聞き取り技術を上げる方法についても、体制を考えるうえで考慮する必要がある。

地域で担当人数を割り振る場合は、各地域の特性を考慮する必要がある。また、地域の人口等の状況の変化にも柔軟に対応できるような体制づくりが必要である。

児童相談所と子ども家庭支援センターの円滑な連携のためには、地域担当の児童福祉司と子ども家庭支援センターのワーカーがペアになるような担当割りの工夫が必要である。

児童心理司の育成の観点からすると、児童心理司で1つの係とすることが有効と考えられるが、地域担当の児童福祉司と組んでケース対応をする場合の指揮命令系統があいまいにならないようにする必要がある。

里親に関する業務については、「フォスタリングガイドライン」を参照し、里親業務の項目を洗い出し、リクルートから委託解除後の支援までのプロセスや外部委託の範囲を考慮しながら役割分担を決定する必要がある。

里親に関する一連の業務、いわゆる「フォスタリング業務」を児童相談所でどのように扱うか、外部委託をどのようにするかによって、児童相談所の組織体制を整備する必要がある。

3 通告・相談窓口について

【基本的事項】

世田谷版ネウボラや地域包括ケアの地区展開での相談窓口のようにひとつひとつの相談を大切に、相談者との面接を行い、その中から相談者が気付いていないニーズを含めて、丁寧に対応していくことを基本とするべきである。

電話による通告のみでは、正確な内容を判断することは困難であり、また、訪問して

保護者から話を聴くことにより、支援のきっかけになることもあり得る。なお、厚生労働省通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(雇児総発 0930 号第 2 号)においても、子どもの安全確認は所定時間内に子どもを直接目視することにより行うことを基本とすることが定められていることから、通告に対する全件確認は必要である。

【通告先の一本化について】

子ども家庭支援センターも 10 年を超える経験を積み、対応力もついてきている。相談窓口は児童相談所と子ども家庭支援センターにそのまま残したほうがよい。

区民にとってわかりやすく、また、リスクの判断基準を適切なアセスメントに基づいて統一化できることから、通告窓口を一本化したほうがよい。

虐待通告・相談はひとつの窓口でどんなものでも受け、それが実際に「通告」なのか「相談」なのかは受けた側で判断すべきである。

一本化する際に、その窓口をどこにするかが問題となるが、トリアージ機能を持った新たな窓口を置くことは通告・相談が集中し、専門的なアセスメントができる人材の育成や確保が課題となる。

一本化した窓口には緊急度の高いものが入ることを考えると、措置権限を持っており、警察との関係もより密接である児童相談所をトリアージ窓口としたほうがよい。緊急度の高いものは児童相談所で対応し、軽度な虐待事例や時間的に余裕のある事例は子ども家庭支援センターに繋ぐことが望ましい。

児童相談所から子ども家庭支援センターにスムーズに繋ぐためには、電話を転送できるようにする必要がある。

緊急度を判断するには、受け手の経験もある程度必要となる。児童相談所内に電話対応専用のオペレーターを置くのかなどは、今後、運用の中で検討すべきである。

通告窓口として周知する電話番号は覚えやすいものがよい。児童相談所には覚えやすい電話番号を取得することが望ましい。

「189」は全国的な制度であるため、残さざるを得ない。一般的には通告窓口としては、「189」とわかりやすい児童相談所の電話番号を周知していくことになるのではないかと。

【その他】

通告窓口を児童相談所に一本化しても、子ども家庭支援センターに入った通告は、子ども家庭支援センターで受けるべきである。また、庁内所管や関係機関など、日ごろから子ども家庭支援センターと繋がりのある機関が子ども家庭支援センターに通告・相談することも妨げるべきではない。

ある程度アセスメントできる関係機関などが、地域の子ども家庭支援センターで支援していくことを見越して子ども家庭支援センターに繋いでいくことや、児童相談所へ電話することは敷居が高く感じる区民がいることも考えられる。

児童相談所と子ども家庭支援センター双方で通告を受けることを想定すると、虐待のリスク評価について、児童相談所と子ども家庭支援センターで共有認識を持たなければならない。また、児童相談所と子ども家庭支援センターが連携し、円滑に対応するため

には、同一のシステムを使うことができるなど、双方で情報が共有化されていることが重要である。

【通告窓口一本化を前提とした場合の留意点】

虐待の通告について、全国的に児童相談所と市町村とで受けるケースのミスマッチが起きている。これを解消するためにも、通告窓口の一本化は重要である。通告窓口について、どのように区民に周知していくかも整理が必要である。

緊急時の初動や児童の安全確保を最優先に考えると、受電から緊急受理会議までは児童相談所で行うべきである。また、受電者のバックアップ体制等を考えるうえでも、受電体制は児童相談所内に置くことが妥当である。

基本調査等を済ませて緊急受理会議を開くまでの時間の短縮が重要である。また、的確に緊急度を判断するためには、インテークが重要であり、受電者の専門性が問われることを踏まえ、体制整備を行う必要がある。

通告後の緊急受理会議では、セーフティアセスメントとリスクアセスメントを行い、対応について決定する必要がある。

児童相談所と子ども家庭支援センターのリスクアセスメントシートは、世田谷区独自で作るべきである。国のシートは、十分なものではない。

緊急度に応じたスクリーニングや子ども家庭支援センターへの対応の引継ぎなどの流れを整理する必要がある。

なお、子ども家庭支援センターに通告電話が入った場合は、通告をたらいまわしにせず、子ども家庭支援センターにおいて緊急支援会議を開いてセーフティアセスメントとリスクアセスメントを行い、対応について決定するべきである。緊急度が高いと判断される場合は、児童相談所へ対応機関を変更する必要がある。

4 夜間・休日の相談に対応できる体制について

夜間・休日の電話連絡による虐待通告（189を含む）や警察からの身柄通告を受けられる体制を構築する必要がある。

現在、土日祝日の9:00～17:00は児童福祉司が通年開所を担っているが、区へ移管されても対応の質が低下しないような方策を取る必要がある。

一時保護所で夜間・休日の電話対応を行うことも考えられるが、警察からの身柄付き通告も受けながらの対応となることを踏まえると困難であり、他の方法が適当である。また、夜間の電話を一時保護所で受けることは一長一短であり、一概に言えないという調査結果もある。

一時保護所は24時間体制であるため、夜間・休日の電話を受けることも考えられる。また、一時保護所において電話を受ける場合、判断と対応等についての仕組みをつくる必要がある。

一時保護所で夜間・休日の電話を受ける場合は、その分の人員を手当てする必要がある。

夜間・休日の緊急連絡に対応するために、児童相談所職員の輪番体制は取る必要がある

る。輪番の職員への連絡方法は、職員の負担や効率性を考えて、適切な方法を検討すべきである。

夜間の受付を委託することも 1 つの方法として考えられるが、受託者の専門性が問われる。

夜間体制について警察とどのように連携がとれるかを含め、受付後の具体的な流れを検討する必要がある。

里親の相談については、里親支援全体の中で検討する必要がある。

5 虐待発生予防・早期発見・対応のための体制整備について

子ども家庭支援センターが子ども家庭支援と虐待発生予防、早期発見と対応に十分に機能を発揮するには、社会資源の整備が不可欠であり、在宅支援策を今以上に拡充していく必要がある。例として、保育園等の活用、ショートステイの増枠、利用可能年齢の引き上げ（例えば現状の 12 歳以下から 18 歳未満など）、地域の子育てグループや居場所支援団体との連携等が考えられる。

児童家庭支援センター、里親のリクルートから支援までを行うフォスタリング機関、ショートステイ里親、親子宿泊施設（国の動向を注視する必要あり）等の設置なども在宅支援策として考えられる。

地域の居場所と子ども家庭支援センターの結びつきが、虐待発生予防や早期発見につながるなど大変重要であるため、具体的にどう動いていくかを検討する必要がある。

ペアレントトレーニング等や、虐待する親や子どものグループなど、多様な支援メニューを必要に応じて充実する必要がある。

地域資源を十分に活用し、子どもに寄り添った支援を展開するために子ども家庭支援センターのソーシャルワークの質の向上を図る必要がある。

児童福祉法改正によって規定された、児童相談所の責任の下で、区による在宅支援等を受けよう指導する措置を円滑に実施するために、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担を規定する必要がある。

6 児童相談所の機能・設備について

【機能について】

子どもに対する医療的なアセスメントとそれに基づいた治療の必要性も高まっているため、区で児童相談所を持つ以上は、医療機関と連携の上、一定の治療指導の機能は持つべきである。また、家庭養育原則の方針が国から示されたことから、治療指導の一つである家族再統合事業についても、積極的に行うべきである。

治療指導については、児童相談所の職員が実施する方法のほか、地域の医療機関等と連携して実施する方法も考えられる。ただし、後者としても、児童相談所内に治療指導に必要な設備を整える必要がある。

家族再統合事業では、親のグループ療法は必要であると思われる。ただし、仕事を理由に参加を拒否されることがあるため、土日の活用についても検討すべきである。また、

より専門的なものについては、児童相談所内に必要な設備を整えた上で、医療機関やNPOなどへ委託する方法も考えられる。

グループ療法を行うには、大きい部屋が複数必要となる。また、手法によっては、二部屋のうち片方からモニタリングできる環境を整える必要がある。家族再統合の手法は年々進化してくるものでもあるため、様々な手法に対応できるようにしておくことが必要である。

精神科の治療を受けたほうがよいケースも増えており、児童相談所内で医療的な治療を受けられるとよい。ただし、そのためには診療所として保健所の許可を得る必要があるが、専任の院長を置くなど様々な条件があり、難易度が高いのではないかと。医療機関を誘致するという案もあるが、手を挙げる医療機関があるかどうかという課題は残る。

本来であれば、身近な子ども家庭支援センターに治療的機能を持たせることが望ましいが、当面は児童相談所1箇所において実施していく方法もあり得る。

弁護士については、今後付与する必要がある新たな役割等を考慮し、配置形態を検討する必要がある。

【建物の設備について】

被害（主に性的虐待）を受けた子どもが、繰り返し被害について話すことがないようになるために、被害確認面接室は必要である。

相談室や面接室は、多くあったほうが良い。また、部屋が広すぎると子どもが立ち歩いてしまうこともあるため、圧迫感がなく、かつ、子どもが落ち着けるような広さとすることが望ましい。

援助方針会議など、大人数が集まり行う会議もあるため、大きな会議室も必要である。

事務室は、子どもの情報など書類が多く置かれること、事務室内で緊急の会議を開くことがあることを考えると、広くスペースを取れるとよい。

事務室内での個人情報の会話が通話相手に聞こえないようにするため、通告などの電話を受けるためのスペースを設けることも必要なのではないかと。

親子で宿泊して指導を受けられるような部屋があるとよいのではないかと。しかし、児童相談所内に必置の設備を配置した上でさらに宿泊に必要なスペースを取れるか、児童相談所の夜間体制など、課題は多い。

7 子どもを中心に考えた一時保護所の施設整備のあり方について

【全般】

乳児の一時保護については、区の一時的保護所で保護することは、設備・人道的に困難と思われる。家庭的な環境を提供するために、乳児は里親もしくは乳児院への一時保護委託で対応するべきである。

一時保護所整備にあたり、部屋の区分けの優先順位としては、第一に男女、第二に年齢、第三に虐待や非行などの入所理由とすることが適当である。

一時保護には開放空間における一時保護（保護所内外を自由に出入りできる）と、閉鎖空間としての一時保護（外部とのかかわりを遮断（外出不可）し、自由を制限）がある。

開放空間としての個室対応を基本とし、一部に閉鎖空間を設けたほうがよい。子どもが落ち着かない入所当初の数日間は閉鎖空間で保護せざるを得ないと思われるが、落ち着いた後は、子どもの安全を妨げない限りは開放空間での保護とすべきである。そのためには子どものアセスメントが重要になる。

障害児はショートステイの利用などで、特定の事業所と関係性があることが多いため、事業所に一時保護委託の協力を求めるなどの連携を強めるべきである。

障害児は主治医がいる場合が多いため、児童相談所が主治医と連携することで、子どもに適した一時保護がとれるような体制をつくるべきである。

【ユニットケア・個室の是非】

食事を一緒につくるなど家庭的な環境を提供するために、個室があるユニットケアをベースにすべきである。ユニットケアは子どもに目が行き届きやすいため、アセスメントもしやすい。ユニット内には個室のほかにトイレ、キッチン、浴室があることが重要である。1ユニットは6人までがよいが、配慮を要する子どもが入所した場合は4人程度にするなどの対応が必要になる。反面、ユニットは職員数がかかなり必要になる。また、調理・提供体制も検討しなければならない。調理は職員ではなく、外部の人材等を活用する考え方もある。

ユニット制については、少人数対応だと子どもが落ち着くので、肯定されるべき方策だと思われる。ただ、ユニットの専属担当を決めて、人員配置を手厚くしなければならない体制なので、ユニット数の調整などを、検討する必要がある。また、子どもがユニット制の一時保護所に馴染むのか、里親や児童養護施設への委託が適切なのか、児童福祉司のアセスメントが重要になる。

個室を想定する年齢層としては、小学生低学年からが好ましい。一方、個室だと不安を感じる子どもや、低年齢児など就寝時に大人と一緒にの方が精神的に落ち着く子どももいることから、一律ではなく、柔軟に対応ができる設備と体制が求められる。

個室の鍵については、鍵はつけるが原則はかけないこと、不安な時にかけることができるという安心感を与えるような運用もある。

【開放空間と閉鎖空間、教育を受ける権利】

本来、開放空間としての一時保護には児童養護施設や里親への委託が望ましいため、一時保護委託を増やす取組みを実施すべきである。

十分な数の一時保護委託先を、すぐに確保が難しい場合は、一時保護所内において開放空間と閉鎖空間を設ける必要があるが、それを運用で分けるのは難しいとの考えもある。

子どもの自由を制限する場合は、その子の安全が守れない場合に限定すべきで、全員一律で自由を制限すべきではない。

触法少年も入所することを考えると、一時保護所内においては、ある程度の制限は必要と考えられる。

開放空間で保護している子どもは原則、通学を保障するべきである。小学校低学年等で一人での通学に危険が伴う場合の手段としては、職員の同行やスクールバスの運行等の対策が必要になるので、検討が必要である。

【広域調整】

どういふ子どもを一時保護所で保護できるかのアセスメントは、他自治体との広域調整とセットの話になる。世田谷区の一時保護所のみで、入所理由が異なる全ての子どもを一時保護することは無理があるので、都及び他区との広域調整の仕組みをつくるべきである。

8 一時保護委託について（保護需要数を満たすための一時保護委託先の確保の方策について）

一時保護委託が必要な子どもの様々な状況や障害特性に対応できるよう、都・区外・民間等の多様な委託先を確保しておく必要がある。

医療機関と連携し、緊急病床を確保する必要がある。

短期間の保護委託であれば、受託可能な里親や一般家庭もあると見込まれる。これらの協力家庭の拡大と活用に向けた検討するべきである。

児童養護施設の活用には限界があり、一時保護専用施設の整備や、一時保護の可能な民間の児童家庭支援センターの設置・運営についても検討すべきである。

9 医療行為の必要性について（今後取り組むべき課題について）

児童相談所では、基本的に全ての子どもについて医学診断を行う必要があるのではない。子どもが怪我をしている場合は、その原因等を見抜く必要があり、また、発達の状態や、課題がある場合はその要因などの見立てが必要である。

児童相談所には、ソーシャルワークの判断への関与や施設措置児童に対するアウトリーチ支援のため、小児科医や精神科医の配置が望ましい。

虐待の有無の判断にかかわる外科や婦人科等の診療については、外部の専門医と連携することが望ましい。なお、性的虐待の診察には、診察する医師のトレーニングが必要であることも踏まえる必要がある。

施設や里親に措置された児童について、発達面や精神面で問題が発生した場合、児童相談所の医師による診察や助言を受けられることが理想である。また、入院が必要な場合に、児童相談所を介して連携の取れる医療機関があることが望まれる。

要対協の実務者会議等でケースの進捗状況等を行う際にも、精神科医が入ることが望ましい。また、児童相談所だけでなく、子ども家庭支援センターと医療の連携も必要である。

10 地域・関係機関との連携について

区としての地域支援のあり方の議論は「世田谷区子ども・子育て会議」の役割であるため、同会議への申し送りという位置づけでの議論

子どもの進学に伴い、情報が切れてしまいがちである（特に就学前機関と学校）。「切れ目のない子育て（支援）」を考えたときに、乳児からある程度の学齢期までの様々な機関が関わった情報を繋がるようにし、その一連の情報共有を児童相談所が担うことで、

虐待予防の強化等が期待される。

特に、学校や学童クラブは虐待に関連する情報を持っていることが多く、児童相談所との確実な情報交換と連携の徹底を図る必要がある。

地域コミュニティを基盤にしたソーシャルワーク機能をより強化するため、子ども家庭総合支援拠点の設置が求められている。区においては、子ども家庭支援センターがその機能を担うべきであり、運営のための職員配置や要綱整備等の実施体制を整える必要がある。なお、体制強化に係る国の財政支援に土日・夜間の運営や嘱託弁護士・医師等配置の補助が新設される予定であることを鑑み、これらの実施についても検討する必要がある。

子ども家庭総合支援拠点は、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていくために、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割も担う必要がある。

子育て家庭総合支援拠点は、子育て世代包括支援センターやネウボラとの連携を密に図る必要がある。子育て支援施策と母子保健施策の連携・一体化の方策についても検討する必要がある。例えば、それぞれを同一の建物内に置いて物理的な距離を近づけることに加え、定期的な情報共有の機会を作るなどの工夫が必要である。

情報連携のためには、母子保健のシステムと児童相談所システム等の子ども家庭福祉に関するシステムの相互閲覧性を保つことは必須である。

障害者の支援は、就学前は母子保健と福祉、就学すると教育、卒業したら福祉に戻るといったように、支援に切れ目があるのが現状であり、このことを認識したうえで、地域・関係機関との連携のあり方について考える必要がある。

梅ヶ丘拠点整備の施設や事業体系の検討の中で、障害児支援も考慮されるべきである。

区立保育園は、身近な相談場所として保護者からの相談を受けていることから、ソーシャルワーク機能を持つ子ども家庭支援センターとの連携が重要となる。また、私立保育園・幼稚園や民間の託児所等との連携について課題であることを踏まえる必要がある。

児童館は、様々な支援者とのつながりを多く持つことから、これらの人材を地域の支援機能として活用することが期待される。

児童相談所設置を機に、これまで子ども部門との繋がりの弱かった機関や民間団体なども巻き込んで、子どもを取り巻く地域のネットワークを強化する必要がある。

1.1 学校・教育委員会との連携について

学校は子どもが一番長い時間生活する場所であり、子どもの変化に気づきやすい。研修により教員の理解を深め、気づきの感度を上げることが必要である。

研修の実施にあたっては、夏休み期間の利用や、既存の研修のなかで時間をつくり実施するなどの工夫が必要である。研修内容についても、理論的なものよりも子どもへの聞き取りの仕方など具体的なノウハウを学べるものとするべきである。また、虐待通告からの一連の流れや社会的養護の仕組みまでを理解してもらうことも必要である。

学校から通告をする際は組織として対応するため、その判断を校長がすることになる。校長や学校全体の意識の底上げとともに、対応が変わらないように、意識の統一も必要

である。

学校現場だけでなく児童相談所や子ども家庭支援センターの職員のスキルアップも必要である。

児童相談所、子ども家庭支援センター、学校との連携会議のようなものを持ち、ケース検討なども取り入れながら意識の共有を図る必要がある。

現場での課題意識を共有すべきであり、準備段階から学校や教育委員会と議論していくことが必要である。

児童相談所や子ども家庭支援センターは、通告された後子どもの見立てやその後の状況を学校にフィードバックする必要がある。児童相談所や子ども家庭支援センターと学校や教育委員会とのコミュニケーションをもっと密にして、連携をより強化していく必要がある。

区の児童虐待対応についてわかりやすい広報物（冊子等）を作成し、教育委員会、学校の教員・養護教諭、児童、保護者等に理解してもらうことが大切である。特に、教員にはその説明を行うことで、互いに理解し、子どもの権利擁護を図る必要がある。

人権教育の中で「子どもの権利」について取り扱い、子ども自身が意見表明をできるようにする必要がある。

学校・教育委員会との連携は、早期発見のためだけでなく、社会的養護まで含めて密な連携を図る必要がある。特に里親制度は、理解が深まっていないこともあるため、里親も学校現場に出向いていき、教員やPTAなどに広めることも必要である。

区内には私立・国立の学校も多く、中学生の4割は私立・国立中学に通っており、区外の学校に通っている子どもも多い。私立・国立の学校との情報共有・連携についても課題認識が必要である。区内の学校とは、要対協のほか、区の機関と私立・国立の学校等の合同会議などがある場合に、児童相談所や子ども家庭支援センターのことを説明する機会を持つなど工夫が必要である。

12 アドボケイト制度について

子ども家庭福祉にかかわる子ども全てに対して意見表明の機会を確保するため、アドボケイト制度を新設する必要がある。

訓練を受けた代弁者が、子どもが安心できる環境で子どもの声を聴くことがアドボケイトの基本である。代弁者は、トレーニングされた市民を置く方法と、専門職を置く方法がある。

社会的養護が必要な子どもについては、一時保護の段階からアドボケイト制度により子どもの気持ちを酌み取りながら、ソーシャルワーカーが子どもにとって最善の選択をするべきである。最善の選択が子どもの意思と異なる場合には、ソーシャルワーカーが子どもに説明し、子どもが納得して暮らせるようにする必要がある。

子どもの声を聴くためには、第三者機関である「せたホッと」などの利用が考えられる。また、子ども達にとって身近な存在である児童館が担える役割もあるのではないか。

13 社会的養護の体制整備について

児童福祉法改正に伴う国の方針に基づくもの

子どもが家庭において健やかに養育されるように、虐待の発生予防施策の展開や養育困難家庭への支援などの、保護者支援に重点的に取り組む必要がある。例えば、母子生活支援施設などの、区にある地域資源と連携し、親子の在宅生活を支える等の取組を検討する。

家庭で適切な養育が受けられない場合は、養育家庭等及びファミリーホームなどへの委託や養子縁組を優先的に考え、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるように必要な措置に取り組む必要がある。

専門的なケアを要するなど、養育家庭等及びファミリーホームなどへの委託が適当でないと判断される場合は、グループホーム（施設分園型、地域小規模型、小規模グループケア地域型ホーム）など子どもが「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるように必要な措置に取り組む。

区立児童相談所設置に伴うもの

「新しい社会的養育ビジョン」において、都道府県等は家庭養育推進計画（フォスタリング機関事業を平成 32 年度末までに創設して、家庭養育を推進する計画）を平成 30 年度に作成することとされている。並行して世田谷区におけるフォスタリング機関に関する意見交換や検討を行っていく必要がある。また、「新しい社会的養育ビジョン」の中で掲げられた数値目標を念頭に置きつつ、どんな体制を取ることが望ましいかを検討すべきである。

養育家庭等への措置、解除等の行政行為は児童相談所が担い、養育家庭制度の普及啓発・支援・相談への対応は、フォスタリング機関が具体化されるまでの当面、児童相談所と子ども家庭支援センターをはじめ区の関係所管が協力して行う体制をとることが望ましい。地域資源を活用すると共に、区の支援サービスの充実を図り、養育家庭等をバックアップしていくべきである。

児童相談所、子ども家庭支援センターと児童養護施設の里親支援専門相談員が連携を強化し、養育家庭等や養子縁組家庭への支援、相談を担う必要がある。

子どもの家庭復帰や自立への支援を、児童相談所・子ども家庭支援センター・児童養護施設等の三者がそれぞれの立場で責任を持ち取り組んでいくために、児童養護施設等との連携を今以上に強化すべきである。そのために、三者間の研修交流等を実施することなども一つの方法である。

代替養育における子どもの意見表明権を保障するために、アドボケイト制度の構築が必要である。

その他

乳児院、児童養護施設、自立援助ホームの定員枠、入所調整、措置費負担等については、都との協議や、特別区間の区協議の中で引き続き検討する必要がある。

現在は措置と支援を児童相談所が一体的に担っているが、措置や解除の権限がある機関には里親が相談しにくい気持ちもあり、措置機関以外に支援機関を設けることを検討

すべきである。

支援機関を民間に委託したほうが、職員の異動がないので経験の積み上げができるという考えの一方、児童相談所職員の技量を上げることが必要との考えもある。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で提言されている「産前産後母子ホーム（仮称）」のように、親子を引き離さない支援も必要ではないか。

世田谷区は人口90万人を超えて政令指定都市並なのだから、乳児院の誘致も含めて、社会的養護の資源をそろえたほうがよいのではないか。

虐待の予防とアフターケアで力が発揮できるように、児童養護施設の役割と機能の強化など、要保護児童支援協議会・地域協議会の充実を図るべきである。

都道府県（児童相談所）の業務として位置付けられた養子縁組に関する者の相談・支援や、養子縁組里親が法定化されたことに伴う対応（里親登録や研修の実施等）等のあり方について、30年度の課題として今後検討する必要がある。

区立児童相談所設置後も、社会的養護のもとで暮らす子どもたちの生活の質を低下させないようにすべきである。その視点からも、今後都や特別区間で協議をしていく必要がある。

14 家庭復帰に向けた支援策について

一時保護された子どもや代替養育にいる子どもに対して、親子の再統合が可能かどうか十分に検討し、可能な場合は家庭復帰を目的とした親子再統合の支援が必要である。

家庭復帰が進まない理由に、家庭の貧困問題も大きく関係していると考えられる。経済的支援も含めて支援方法を考える必要がある。特に、母親のひとり親家庭に対しては、母子生活支援施設も支援の一環として考えるべきである。

家庭復帰の前後の支援として、「切れ目のない支援」として区がつくってきた支援体制に、いかに親子を繋いで支援していくかが鍵となる。児童相談所と子ども家庭支援センターが連携して家庭復帰計画を策定するほか、要対協の枠組みを利用するなど地域全体でのネットワークによる見守りや支援が必要である。

15 里親の拡充、推進、支援について

養育家庭等の登録拡大に向けた取り組みの強化

里親支援機関や施設、里親の会など様々な民間団体との連携・協力が必要である。

ファミリーサポート事業援助会員や民生・児童委員など、区と密接に関わりのある子育て支援事業の担い手への広報・啓発・開拓を行い、区が主体となって登録拡大を目指すべきである。そのためには、ファミリーサポート援助会員を増やす取組を行うことが、里親を増やすにあたり有効であると考えられる。

区の行事等に里親のコーナーを設けるなどの取組を行い、養育家庭制度を区民に周知していく必要がある。

里親の認定基準がはっきりせず、里親に関する情報が正しく伝わっていないことが、里親が増えない一因と考えられる。広報等に里親募集の記事を載せる時などは、里親に

ついて正確な情報を広く周知するべきである。

都は現在、ファミリーホームについて、里親からの移行が法人型のみを認めている。また、里親からの移行も条件が国の規定よりも厳しい。里親や施設職員でファミリーホームを行いたい人が実施しやすいように条件を見直したり、サポート体制を検討する必要がある。

委託の促進に向けた体制の強化

未委託の里親への、個別相談や研修の実施等などの、きめ細かい支援により委託促進を図るべきである。

未委託の里親への支援などの方策を検討するにあたっては、未委託家庭数の推移や状況など、データによる分析が必要である。

委託可能な児童を増やすためにも、実親への丁寧な説明をしていくべきである。

実親の不安を解消するため、里親への委託後も児童相談所と子ども家庭支援センターが施設の里親支援専門相談員の協力を得ながら、実親と子どもの交流を支援していく必要がある。

里親と里子のマッチングを丁寧に行い、交流後の不調を減らしていく必要がある。

委託時に里親が不安を抱かないように、子どもの個人情報に配慮しつつ、児童相談所は里親と必要な情報の共有に努める必要がある。

フレンドホームで受託していた子どもとのマッチングがうまくいき、引き続き里親として育てたい場合、制度が異なるためそのまま里親に移れない事例があった。子どもの気持ちを最優先できるように、マッチングにおいて、ある程度は制度間の柔軟性を持たせるべきである。

フレンドホームからの里親委託を考慮するなどの制度設計も必要である。

子どもにとっての最善の利益を考え、その子にとってふさわしいものをいつでも提供できる環境を整えるのが行政の責任である。

養育家庭等への支援の充実

未委託家庭も含め、里親家庭への十分なフォロー体制を整える必要がある。

里親が地域で孤立することなく子どもを養育できるよう、実態把握に努め、支援する関係機関の役割を整理し、チームによる養育体制を整備する必要がある。

里親の地域ネットワークへの参加を促進するなど、里親は社会的養護を担う地域機関の一員として地域の子育て支援との連携を図る必要がある。

乳幼児を養育する里親は子ども家庭支援センターを通して、母子保健事業との結びつきを図ることが望ましい。

里親についても一般の子育て支援と同じく支援が必要であり、支援の主体が子ども家庭支援センターであることを考えると、フォスタリング機関が具体化されるまでの当面、子ども家庭支援センターが包括的に里親支援を担うべきではないか。

夜間・休日における里親からの相談体制や、里子との衝突など対応に困難が生じたときについて、24時間専門職員がいる児童養護施設との具体的連携や、フォスタリング機関の設置などを検討していくべきである。

養育家庭等の養育力の向上

里親への研修は、スケールメリットと研修内容の統一性の面からも引き続き東京都全体で実施できるよう、都に要望していくべきである。

ただし、里親の認定前研修が4日間では少なすぎると思われるため、区独自の里親登録後の研修も必要である。例えば、保育園、学童クラブ、児童館などで、子どもに触れて、子どもを知る機会を持つなど、区ならではの地域資源を活用した研修も検討すべきである。その際、研修日については参加者の利便を考慮し、土・日曜日の活用も検討すべきである。

はじめから長期間で子どもを預かるのではなく、まずは比較的安定したショートステイなどの短期間の事例を複数回経験するなど、委託に向けた段階的な取組が必要と思われる。

ショートステイの前にも、児童館やひろばで、様々な月齢の子どもに接する経験を積んだほうがよいと思われる。

家庭の個別の状況に応じた研修の実施や、一時保護委託、フレンドホームで短期間子どもを預かるなど実践的な経験を積み、養育力の向上を図ることが必要である。

児童相談所・子ども家庭支援センターの支援体制の強化

現状、児童相談所は委託措置、その後の継続した支援、措置解除、養育家庭等に関する普及啓発等と、里親全般に係る業務を担っている。一方、子ども家庭支援センターは養育家庭等に関する普及啓発事業の一部を児童相談所と連携しながら実施している。今後は、里親支援機関との連携やフォスタリング機関の創設などを視野に入れた上で、必要とされる専門性の向上と支援体制の強化を検討する必要がある。

その他

小・中学校に対して、里親についての理解を深める取組を行う必要がある。

区で里親認定するにあたっては、認定の基準等を検討する必要がある。

子どもが一定の年齢に達したら子どもの意見を聞いて、現状の改善や、場合によっては移動なども行えるようにすべきである。

児童養護施設にいる子どもに、社会に出る前の最後の1年や数ヶ月でも家庭を経験させることを目的とした里親の活用もあり得る。

子どものアセスメントや対応方針などについて、里親と児童養護施設のつながりを強化する方策を検討すべきである。

16 特別養子縁組・養子縁組について

「養子縁組が適当な子ども」の判断には、実親の引き取り・交流が期待できず家庭復帰が見込めないことに加え、子ども本人の意向の尊重も必要である。

養子縁組・特別養子縁組の拡充は必要であるが、児童相談所が関わる場合は、希望家庭に対して社会的養護として子どもを受け入れることの覚悟を持ってもらうよう丁寧なかかわりが必要である。特に、オリエンテーションの段階で、子どもの障害等のリスクについてもきちんと伝えていくことが必要である。

縁組後の家庭に対する支援も必要である。縁組後は一般家庭となるため、家庭が望まない限り支援ができないが、児童相談所が関わる際には、地域の子育て支援に繋げていくことが必要である。

東京都が実施している新生児委託推進事業（特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託）の実施について、今後検討していく必要がある。

17 児童福祉施設等の退所児童の支援体制について

区は、せたがや若者フェアスタート事業を継続していく一方、児童相談所設置にあたり、メルクマールせたがやなどの若者支援機関や、不登校・ひきこもりに関わる教育委員会等の関係機関と連携し、情報の共有や効果的なつなぎなど、切れ目のない支援継続を目指すべきである。

児童養護施設等退所者への支援について、従来、児童養護施設等が主に担ってきたが、児童相談所が児童養護施設等や区の他機関、民間機関等と連携し、関わっていく人材の確保・育成を含めて、自立に向けた退所後の生活を一緒に支援していく体制を構築する必要がある。

児童養護施設等から家庭復帰する子どもには、継続して支援が必要な場合があるので、退所前から児童相談所、子ども家庭支援センター、区内の関係機関が、地域の見守りと支援をどう確立するかを検討するべきである。

児童養護施設、里親家庭等どこに措置されていても、同じ支援が受けられることが必要である。

学習意欲のある子どもが大学に行けるように、奨学金制度の更なる充実が必要である。また、施設退所者で、奨学金制度を知らないままに就職してしまった事例があった。制度の周知方法などを検討するべきである。社会的養護の中においても、情報の格差が出ないようにする必要がある。

進学・就職による自立に伴い様々な経済的支援が必要であるが、現在の支援では足りていない状況がある。区としてはフェアスタート事業（給付型奨学金、住宅支援等）の継続を含め、経済的支援の水準向上について検討する必要がある。併せて、措置中からの自立支援の枠組みを確立すべきである。

区外の施設や里親に措置された子どもも、区内に措置されている子どもと同様の支援が受けられる必要がある。また、区外に措置された場合は情報の相互共有を図り、区内・区外で支援についての情報格差がでないようにすることが必要である。

子どもの主体的な意思を尊重するには、自立後の支援を確立した上で進路の選択肢を複数用意することが必要である。また、その選択肢に関わる情報を、子どもに伝えることが必要である。

現在、18歳で自立すると、未成年であるため親の同意が得られない場合は各種契約が行えず、自立生活に支障が生じることがある。成人年齢が18歳に引き下げられるまでの当面の間、こうした状況にある施設等退所者を法律的な面で支援できる方策がないか検討する必要がある。

施設等を退所する子どもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長や里親等

が身元保証人となる場合に、損害が発生した場合の保証をする制度（身元保証人確保対策事業）はあるが、退所後の数年間と期間が限られている。長期的に施設等の支援が必要なケースをカバーできる制度について、若者支援事業の中で検討する必要がある。

18 フォスタリング業務について

フォスタリング業務のあり方について、「児童相談所業務の効率化」と「チーム養育体制の継続必要性」の2つの視点から検討を行った。

（1）児童相談所業務の効率化の視点からの議論

【フォスタリング業務のあり方】

フォスタリングガイドラインの趣旨を酌み取ると、リクルートからマッチングまでは包括的に実施する必要がある。特にリクルートを効果的に実施するには、民間への委託が望ましいと考えられる。委託後支援については、複数の里親支援の機関があり、里親が支援を受ける先を選択できるとよい。

里親のリクルートからマッチング、委託後の支援まで一貫して担う里親ソーシャルワーカーの配置・育成が必要であるが、どのように配置するかという観点からもフォスタリング業務のあり方について検討する必要がある。

業務委託にあたっては、リクルートからマッチング及び委託後支援まで統括して業務を担える里親ソーシャルワークの確立に向けて、児童相談所が行政としてフォスタリングに関する一貫した責任をどのように果たしていくか、委託の条件整備を含めて今後検討する必要がある。

【里親委託、リクルートの方針】

乳幼児は、愛着関係形成の観点から里親委託のニーズが高い。その一方、高年齢児童は、家庭への不信感や様々な課題を抱えており、里親委託に馴染まないことが多いため、里親委託は乳幼児の委託を中心とするべきである。

乳幼児の短期の養育が可能な里親を重点的にリクルートするとともに、さらに、子どもの多様なニーズに応えるため、幅広い年齢の児童や障害児を養育できる里親についても、併せてリクルートするべきである。

【里親への支援】

里親支援をする機関は、里親や子どもの状況を把握し、里親から信頼されることが重要である。また、24時間子どもと向き合っている里親をどのように支援できるかが重要である。

（2）チーム養育体制の継続必要性の視点からの議論

【区の児童相談所開設に向けた取り組み】

「チーム養育」を継続し、このチームの力がうまく機能するようしくみづくりを進めるべきである。支援機関として、地域の実情を熟知した区内児童養護施設や里親支援専門相談員への期待は大きい。

また、チーム養育の一員でもある児童相談所の児童福祉司（里親担当、子ども担当）の資質向上も必要である。

【区の児童相談所開設後について】

チーム養育を実施していく中でその効果を検証し、必要があれば民間への包括的な委託も含めて改善策を検討していくことが望ましい。その際に、委託後の支援について里親が複数の支援機関から選択できるようにすることも考えられるが、里親からの期待が大きい里親支援専門相談員は選択肢に入れる必要がある。

【その他】

支援業務の委託を検討する場合、公的機関としての児童相談所の責任をどのように果たすのが重要であり、委託にあたっての条件整備が必要である。

里親委託の推進にあたっては、子どもや実親への丁寧な説明が必要であり、子どもが納得して暮らせる状況をつくることが大切である。

19 区民にとって利用しやすい障害児相談窓口・体制について

区立児童相談所設置後も、障害相談に関しては、従来ある子どもや障害の相談とつなげていくことが望ましい。子どもの頃からの切れ目のない相談体制の充実を目指すべきである。

障害児の保護者からすれば、制度が国・都・区のいずれのものであっても違いは分からない。1つの相談窓口に行って、そこでワンストップで相談に乗ってくれたり制度を教えてくれたりするコーディネーター体制を検討すべきである。

障害児を連れて遠い児童相談所に行くのは大変である。世田谷区には各総合支所に身近で敷居が低い相談窓口がある。総合支所と児童相談所の機能がうまくつながることが求められる。

支援の入り口としては、気になる程度であっても地区の保健師につなげ、保健師が関係機関につなぐという形が望ましい。

障害児のアセスメントをする医師が支援の方向付けを的確にできれば関係機関が動きやすいため、医師を支援の中にきちんと位置づけるべきである。

児童相談所の機能として、主に愛の手帳の判定と障害児施設の入所に関するところがあるが、各関係機関がその機能を必要になった時に確実に児童相談所につなぐ体制を確立すべきである。

現在、区には多機関による障害児相談体制が充実しており、児童相談所が区に移管されると同じ自治体として、さらに連携を深めていくことができる。総合支所の子ども家庭支援センターと保健福祉課は児童相談所が担う業務も見据え、子どものライフサイクルを踏まえた相談に努めていくべきである。

5箇所の総合支所にある相談窓口では、子ども家庭支援センターと保健福祉課が同じフロア内にある利点を活かし、各機関へ適切につなぐなど、障害児相談のコーディネーター役を担う必要がある。

愛の手帳の申請受付を総合支所で受け付けることの是非について、今後庁内で検討をすすめていく必要がある。

20 障害児の虐待予防と対応について

予防

発達に課題がある子どもの場合、定型発達の子どもの比べ、養育者は子育てに難しさや負担を感じやすいと言われている。それが虐待につながらない様にするために、子育て支援等の相談体制の充実や、地域での見守りの強化が必要である。特に、発達障害児の場合、親も同様の特性をもつこともあるため、親への支援は重要である。

発達障害について、地区の保健師が持っている健診等の情報を活用しながら、地域での支援ができる方法を検討するべきである。

障害児の親やきょうだいへのケアを含めた家族支援は、家族全体を見渡す視点が必要である。行政や関係機関だけではなく、同じ立場の家族をはじめ、地域の様々なネットワークの中で行われるべきである。その過程で専門的な相談が必要な場合は、児童相談所の機能を活用していく方法もある。

保育園、幼稚園等に通園していない子どもには、ひろばなどの地域機関を紹介するなど、保護者の孤立の防止を図る必要がある。

手帳を持たないが障害がある子どもも含めて、ショートステイの拡充など予防施策を充実させていくべきである。

対応

養育家庭に措置される子どもに関する情報が限られている現状がある。その中で、子どもに障害がある場合には、医療機関との連携が必要になるので、児童相談所の中に障害の相談にのれる医療的な部署をつくるべきである。

子どもの障害に関しては、家族も正確に状態等を把握しているとは限らない。また、保護者に治療が必要な場合もある。子ども家庭支援センターが医療との連携を強化して、的確な医療的アセスメントを踏まえた上で、家庭への支援を行う必要がある。

医療との連携の具体策として、1箇所の子ども家庭支援センターに医師を配置して、他の子ども家庭支援センターもフォローする、拠点方式も考えられる。

医師の配置は1箇所にまとめたほうが、情報や経験の蓄積ができる。子ども家庭支援センターか児童相談所に置くのかは検討する必要がある。

子どもにとって最善の措置・委託先を決めるために、児童相談所に医療室を設置して的確な医療アセスメントを行う必要がある。

現状では専門養育家庭の登録数は少ないが、養育家庭が児童相談所や子ども家庭支援センターと、子どもの特性に関する情報の共有ができれば発達障害などへの対応が可能な場合も多いと思われるため、情報面の連携を進めていくべきである。

専門養育家庭を増やすには、里親体験を多く積んだ養育家庭を増やす必要がある。また、養育家庭を普及させることにより、多くの職業に広がり、例えば障害関連の仕事をしている人が将来的に専門養育家庭になる可能性も出てくるのではないかと。

個人情報に関しては、提供する情報の範囲や共有方法等については、児童相談所や子ども家庭支援センターによる丁寧な説明や協議が必要になる。

児童相談所、子ども家庭支援センター、里親支援機関が連携して里親への支援を行いつつ、児童相談所と子ども家庭支援センターが中心となって、実親への支援を担ってい

くべきである。

愛着に課題がある子どもへの対応も必要である。発達の特徴から生じる生活のし辛さと状態は似ているところがあるので、医療機関と連携し正確なアセスメントを把握するために、研修等を通して職員の理解を深める必要がある。また、愛着に課題がある子どもと親へのプログラムなどを、児童相談所の心理部門で検討する必要がある。

児童相談所以外の機関が里親からの里子の障害に関する相談にのれるように、フォスターリング機関の検討をする必要がある。

児童相談所が里親に障害の状況等を含む里子の基本的情報を書面等で伝えるなど、情報面の連携が円滑に行われるように取り組む必要がある。

資料

用語解説

あ行

愛着の課題

ネグレクトなどで、子どもが養育者との間に安定した愛着形成ができないことにより、情緒や対人面に問題が生じて、他者と安定した人間関係が結べない状態。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

【セーフティアセスメント】

子どもの安全に関する懸念要素を明らかにするためのアセスメント

【リスクアセスメント】

将来、子どもの安全を損なうような状況が起こりうる可能性や家族がもつ脆弱性についてのアセスメント

新しい社会的養育ビジョン

平成 28 年の児童福祉法改正の理念を具体化するために、国による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が平成 29 年 8 月にまとめた報告書。

アドボケイト / アドボケーター

自己の権利を表明することが困難な人に代わり、その権利を代弁・擁護する支援者。代弁・擁護する機能をアドボカシーという。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）

平成 27 年 9 月から行われた、国の社会保障審議会児童部会のもとにおかれた専門委員会。児童福祉法改正の抜本的な改正を提言しており、平成 28 年の児童福祉法改正に影響を与えた。

一時保護委託

児童福祉法第 33 条に基づき、児童相談所長は児童の一時保護を行うことができるが、一時保護所で保護する以外にも、乳児院、病院、児童養護施設、里親などにも一時保護を委託することができる。とされている。

一時保護所

児童福祉法第 33 条に基づき一時保護した児童を一時的に預かる、児童相談所に付設されている施設。

いちやく
189 (児童相談所全国共通ダイヤル)

従来の10桁の電話番号を覚えやすい3桁の番号にして、平成27年7月から運用を開始した、24時間受付の児童相談所全国共通ダイヤル。虐待通報のほかに、子育ての悩みについての相談も受ける仕組みになっている。

か行

家族再統合事業

子どもとその養育者に、様々な心理療法(グループや個別)を行い、家族関係の再構築を図る事業。

警察からの身柄通告・書類通告

児童福祉法第25条に基づく通告。少年警察活動規則に基づいて、警察が定める書式の児童通告文書により行われる。通告は児童の身柄付きと文書のみの場合がある。通告を受けた児童相談所は受理会議で検討し、相談援助活動を行う。援助結果を当該警察に通知する。

厚生労働省通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(雇児総発0930号第2号)

平成22年に出された、児童相談所が児童虐待通告を受理した段階から児童の安全確認を行うまでの対応方法や留意事項を定めた厚生労働省の通知。子どもを目視しての安全確認が求められている。

子ども・子育てテレフォン

世田谷区が実施している電話相談事業。平成17年から子育てテレフォンとして事業開始。平成21年からは保護者だけでなく、子ども本人からの電話相談を受けている。相談員には保健師、助産師、看護師、保育士、臨床心理士、幼稚園教員免許所持者などの有資格者を配置し、子育てや子ども本人からの相談に応じ、必要に応じて関係機関へのつなぎを行っている。

子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン

児童相談所と子ども家庭支援センターの連携・協働を強化し、総合的な対応力を高めるため、両者でケースアセスメントや判断についての共通認識を持つことを目的としたガイドライン。従前の東京ルールを基にして平成27年6月から運用を開始した。

さ行

里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を養育することを希望する者で、都道府県知事が適當であると認める者。

里親委託等推進員

東京都の里親支援機関事業を受託している里親支援機関に配置された職員。新規委託児フォローアップ、定期巡回訪問、里親カウンセリング、普及啓発事業など児童相談所と連携して里親支援や委託の促進に取り組んでいる。

里親支援機関事業

東京都の事業で、児童相談所が民間団体と連携し里親委託の推進を目的としている。平成 20 年度にモデル事業として開始し、平成 24 年度からは都内全ての児童相談所で展開している。

里親支援専門相談員

都内の乳児院と児童養護施設に配置されている職員。所属施設の子どもの里親委託の推進、退所した子どものアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援等を実施している。

市区町村子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。平成 28 年の児童福祉法改正において、市区町村は子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

市町村子ども家庭支援指針

平成 28 年の児童福祉法改正により、従来の市町村児童家庭相談援助指針に代わり、29 年 3 月 31 日に策定された新しいガイドライン。子ども家庭相談については、子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、保護者に対する助言、指導等を行い寄り添い続ける支援が必要とされている。

児童家庭支援センター

児童福祉法第 44 条の 2 に規定されている、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細やかな相談支援を行う児童福祉施設。

児童養護施設

保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談や自立のための援助を行う施設。

児童自立支援施設

不良行為をおこしたり、おこす恐れのある児童及び家庭環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所、または保護者のもとから通わせて、指導とともに自立を支援し、あわせて退所した者への相談や援助を行う施設。

社会的養護

親の死亡や虐待または児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、保護者・児童の一方または双方の理由により、家族による養育ではなく、施設や里親により養育を行うこと。

自立援助ホーム

義務教育を終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所したが、社会的自立が十分にできていない児童を対象として、共同生活の上、仕事上、日常生活上の相談に応じる施設。20歳未満が対象だが、大学等就学中の者は22歳の年度末まで対象となる。

スーパーバイザー

社会福祉実践における経験や知識を持ち、ケースワーカー（スーパーバイザー）に対して、管理的・教育的・支持的側面から助言や支援を行う者。組織の目標達成、クライアントの利益、支援者の成長等を目的としている。

ソーシャルワーク

生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで質の高い生活を支援する社会福祉援助技術のひとつ。

た行

代替養育

養育支援等サービスのうち、保護者とサービス提供者の契約で行われるものを除き、養育支援等のサービスの開始と終了に行政機関が関与している形態のうち保護者と分離している養育状態。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

東京都社会的養護施策推進計画

平成 27 年 4 月に東京都が定めた、都における社会的養護に係る施策の推進を図ることを目的として策定された計画。計画期間は平成 41 年度までの 15 年間とし 5 年ごとに見直しを行うものとされている。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること。

な行

乳児院

保護を要する乳児を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設。

は行

発達障害

発達障害者支援法に定義される、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

パーマネンシー

家庭養育優先の理念のもと、実親による養育が困難であれば養子縁組を提供するなどして、子どもに永続的な人間関係や生活の場を保障すること。

ファミリーホーム

小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5 人又は 6 人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

フォスタリング機関

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育などの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に行う機関。

フレンドホーム

乳児院や児童養護施設で暮らす子どもを、夏休み等学校の長期休暇期間や土・日・祝日に、登録された家庭が任意の日数を預かる東京都の制度。家庭での生活体験を目的として、おおむね1歳から12歳の子どもを対象にしている。

ペアレントトレーニング

子どもの行動に注目し、「望ましい行動」「望ましくない行動」「危険な行動」への対応方法を具体的に話し合いながら子どもへの接し方を学ぶプログラム。

母子生活支援施設

配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護する児童を入所させて保護したうえで自立への支援を行い、あわせて退所した者に対する相談や自立のための援助を行う施設。

ま行

メルクマールせたがや

様々な理由から社会との接点を持たず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなど、生きづらさを抱えた若者の支援を目的としている世田谷区の施設。ひきこもり等悩み相談、社会参加へのきっかけ作り、各種セミナーなどを実施している。中高生世代～39歳までの区民と家族が対象。

モニタリング

ケースワークの展開過程の段階のひとつ。援助が計画に沿って進んでいるか、また問題解決のためになされた介入が実際に解決に有効であるかどうかを見極める段階。

や行

ユニットケア

入居者をひとまとめにしてケアするのではなく、少人数に分けてケアをする取り組み。入居者の状況に合わせた家庭的なケアが提供できる利点がある。その反面、小さなユニットに分けるほど職員が必要になり、勤務体制が組みにくくなるなどの難点がある。

よ い こ に 4 1 5 2 電話相談

東京都が実施している、専任相談員が子どもに関するさまざまな相談に応じる電話相談事業。

養育家庭等（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）
保護者がいないか、保護者がいても様々な理由から家庭で暮らせない児童（要保護児童）を家庭に代わって養育する家庭。東京都における名称。

【養育家庭】

要保護児童を養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。

【専門養育家庭】

要保護児童のうち被虐待児、障害児等を、養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。

【親族里親】

一定の要件を満たす要保護児童を、扶養義務者及び配偶者である親族が引き取り養育する。

【養子縁組里親】

要保護児童を養子縁組を目的として家庭において養育する。

要保護児童支援協議会・要保護児童支援地域協議会

児童福祉法第 25 条の 2 に規定されている、要保護児童対策地域協議会（要対協）。世田谷区では、世田谷区要保護児童支援協議会（全区協議会、1 会議体）、世田谷区要保護児童支援地域協議会（地域協議会、5 会議体）という名称をつけている。全区協議会は子ども・若者部（子ども家庭課）、地域協議会は各生活支援課（子ども家庭支援センター）が調整機関を担っている。

リクルート（フォスタリング機関によるリクルート活動）

里親制度の周知のみならず、里親登録につながる候補者を獲得することを目的とした活動（「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」引用）。

【参考文献】

社会福祉用語辞典第 9 版 ミネルヴァ書房
2018 社会福祉の手引き 東京都

効果的な児童相談行政の推進検討委員会検討経過

開催日	会議名	主な議題
平成29年 5月10日	第1回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	検討委員会の位置づけ、部会の割り振り、各部会で検討すべき課題
7月12日	第1回 障害児支援体制のあり方検討部会	区民にとって利用しやすい相談窓口・体制
7月24日	第1回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担、子ども家庭支援センターの位置づけ、通告・相談窓口、夜間・休日の相談
8月8日	第1回 社会的養護のあり方検討部会	社会的養護についての基本的な考え方、里親の拡充・支援、児童福祉施設等の退所児童の支援体制
8月28日	第2回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	各部会の検討状況の報告
9月19日	第2回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能
10月24日	第3回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能
11月6日	第2回 社会的養護のあり方検討部会	一時保護所について、社会的養護についての基本的な考え方・体制整備、里親の拡充・支援、児童福祉施設等の退所児童の支援体制
11月14日	第4回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能、子ども家庭支援センターの位置づけ
11月24日	第2回 障害児支援体制のあり方検討部会	一時保護所について、区民にとって利用しやすい相談窓口・体制
12月12日	第5回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	通告・相談窓口、部会の中間報告案について
平成30年 1月18日	第3回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	中間報告のとりまとめ
6月27日	第4回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	平成30年度の検討テーマについて、部会の運営について
8月1日	第6回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	一時保護委託について、地域・関係団体との連携について

開催日	会議名	主な議題
8月17日	第3回 社会的養護のあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	未委託里親への委託推進の方策について、委託後の家庭復帰に向けた支援策について
9月6日	第7回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	児童相談所の組織体制について、医療行為の必要性について
10月19日	第4回 社会的養護のあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	里親制度推進業務（フォスタリング業務）について
10月25日	第8回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	児童相談所業務の効率化（フォスタリング業務）について、児童虐待の通告窓口について
11月7日	第5回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	各部会の検討状況の報告
12月10日	第5回 社会的養護のあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	特別養子縁組・養子縁組について、高校生年齢児童の進学にあたっての課題
12月21日	第9回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会、障害児支援体制のあり方検討部会	学校・教育委員会との連携について、児童相談所の組織体制について
平成31年 1月17日	第6回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	最終報告のとりまとめ

効果的な児童相談行政の推進検討委員会 委員名簿

学識経験者・関係機関等の委員は五十音で記載 敬称略

平成29年度

	所属	職名	氏名	備考
学識経験者	東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科	教授	石渡 和実	
	世田谷区子どもの人権擁護委員	弁護士	一場 順子	
	国立成育医療研究センターこころの診療部長	医師	奥山 眞紀子	副委員長
	二葉むさしが丘学園	施設長	黒田 邦夫	
	日本大学危機管理部	准教授	鈴木 秀洋	
	明治学院大学	学長	松原 康雄	委員長
関係機関等	主任児童委員	代表	明石 眞弓	
	児童養護施設(福音寮)、 子ども・子育て会議委員	施設長	飯田 政人	
	中学校長会代表(太子堂中学校)	中学校長	板垣 仁	
	東京養育家庭の会	理事	今井 信吾	
	手をつなぐ親の会	会長	上原 明子	
	民生委員・児童委員	代表	小林 喜美江	
	小学校長会代表(桜町小学校)	小学校長	鈴木 浩之	
	児童養護施設(東京育成園)	統括園長	千葉 茂明	
	玉川医師会(みくりキッズくりにつく)	医師	本田 真美	
	せたがや子育てネット代表理事、 子ども・子育て会議委員	理事	松田 妙子	
	世田谷区医師会(矢野こどもクリニック)	医師	矢野 一郎	
	自立援助ホーム(憩いの家)	施設長	渡辺 伊佐雄	
庁内委員事務局	玉川総合支所	支所長	小堀 由祈子	
	世田谷総合支所	副支所長	皆川 健一	29.7.1～世田谷総合支所副支所長
	北沢総合支所	副支所長	西澤 滋	
	政策経営部	部長	岩本 康	
	総務部	部長	中村 哲也	～29.6.30 子ども・若者部長 29.7.1～ 総務部長
	生活文化部	部長	田中 文子	
	地域行政部	部長	本橋 安行	
	保健福祉部	部長	板谷 雅光	
	障害福祉担当部	部長	松本 公平	
	子ども・若者部	部長	澁田 景子	～29.6.30 世田谷総合支所副支所長 29.7.1～ 子ども・若者部長
	世田谷保健所	所長	辻 佳織	
	教育委員会事務局	教育次長	志賀 毅一	
	教育委員会事務局教育政策部	部長	工藤 郁淳	
	子ども・若者部	副参事	長谷川 哲夫	事務局

平成30年度

	所属	職名	氏名	備考
学識経験者	東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科	教授	石渡 和実	
	くれたけ法律事務所	弁護士	一場 順子	
	国立成育医療研究センターこころの診療部長	医師	奥山 眞紀子	副委員長
	愛恵会乳児院	施設長	黒田 邦夫	
	日本大学危機管理学部	准教授	鈴木 秀洋	
	明治学院大学	学長	松原 康雄	委員長
関係機関等	主任児童委員	代表	明石 眞弓	
	児童養護施設（福音寮）、子ども・子育て会議委員	施設長	飯田 政人	
	中学校長会代表（太子堂中学校）	中学校長	板垣 仁	
	東京養育家庭の会	理事	今井 信吾	
	手をつなぐ親の会	顧問	上原 明子	
	小学校長会代表（千歳台小学校）	小学校長	薄井 康裕	
	民生・児童委員	代表	小林 喜美江	
	児童養護施設（東京育成園）	統括園長	千葉 茂明	
	玉川医師会（みくりキッズくりにつく）	医師	本田 真美	
	せたがや子育てネット代表理事、子ども・子育て会議委員	理事	松田 妙子	
	世田谷区医師会（矢野こどもクリニック）	医師	矢野 一郎	
	自立援助ホーム（憩いの家）	施設長	渡辺 伊佐雄	
庁内委員	玉川総合支所	支所長	岩元 浩一	
	世田谷総合支所	保健福祉センター所長	皆川 健一	
	北沢総合支所	保健福祉センター所長	木本 義彦	
	砧総合支所	保健福祉センター所長	若林 一夫	
	政策経営部	部長	岩本 康	
	総務部	部長	中村 哲也	
	生活文化部	部長	田中 文子	
	地域行政部	部長	志賀 毅一	
	保健福祉部	部長	板谷 雅光	
	障害福祉担当部	部長	松本 公平	
	子ども・若者部	部長	澁田 景子	
	保育担当部長	部長	知久 孝之	
	世田谷保健所	所長	辻 佳織	
	教育委員会事務局	教育次長	浅野 康	
	教育委員会事務局教育政策部	部長	工藤 郁淳	
事務局	子ども・若者部児童相談所開設準備担当課	課長	長谷川 哲夫	事務局
	子ども・若者部	副参事	土橋 俊彦	事務局
	世田谷総合支所保健福祉センター副参事（子ども家庭支援センター担当） 子ども・若者部副参事（児童相談所準備担当）兼務		木田 良徳	事務局
	北沢総合支所保健福祉センター副参事（子ども家庭支援センター担当） 子ども・若者部副参事（児童相談所準備担当）兼務		相馬 正信	事務局
	玉川総合支所保健福祉センター副参事（子ども家庭支援センター担当） 子ども・若者部副参事（児童相談所準備担当）兼務		瀬川 卓良	事務局
	砧総合支所保健福祉センター副参事（子ども家庭支援センター担当） 子ども・若者部副参事（児童相談所準備担当）兼務		加藤 康広	事務局
	烏山総合支所保健福祉センター副参事（子ども家庭支援センター担当） 子ども・若者部副参事（児童相談所準備担当）兼務		大里 貴代美	事務局

部会名簿

平成29年度

1 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会

NO	所属等	氏名	備考
学識経験者	1 国立成育医療研究センター こころの診療部長	奥山 真紀子	部会長
	2 日本大学危機管理学部 准教授	鈴木 秀洋	副部会長
	3 世田谷区子どもの人権擁護委員	一場 順子	
関係機関等	4 中学校長会代表(太子堂中学校長)	板垣 仁	
	5 小学校長会代表(桜町小学校長)	鈴木 浩之	
	6 玉川医師会代表(みくりキッズくりにつく)	本田 真美	
	7 世田谷区医師会代表(矢野こどもクリニック)	矢野 一郎	
庁内委員	8 子ども・若者部長	澁田 景子	~29.6.30世田谷総合支所副支所長 29.7.1~子ども・若者部長
	9 玉川総合支所長	小堀 由祈子	
	10 総務部長	中村 哲也	~29.6.30子ども・若者部長 29.7.1~総務部長
	11 地域行政部長	本橋 安行	
	12 世田谷保健所長	辻 佳織	
	13 教育委員会事務局教育次長	志賀 毅一	

2 社会的養護のあり方検討部会

NO	所属等	氏名	備考
学識経験者	1 明治学院大学 学長	松原 康雄	部会長
	2 二葉むさしが丘学園 施設長	黒田 邦夫	副部会長
関係機関等	3 主任児童委員代表	明石 真弓	
	4 児童養護施設(福音寮) 施設長	飯田 政人	
	5 東京養育家庭の会 理事	今井 信吾	
	6 児童養護施設(東京育成園) 統括園長	千葉 茂明	
	7 せたがや子育てネット 代表理事	松田 妙子	
	8 自立援助ホーム(憩いの家) 施設長	渡辺 伊佐雄	
庁内委員	9 子ども・若者部長	澁田 景子	
	10 世田谷総合支所副支所長	皆川 健一	29.7.1~世田谷総合支所副支所長
	11 政策経営部長	岩本 康	

3 障害児支援体制のあり方検討部会

NO	所属等	氏名	備考
学識	1 東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科 教授	石渡 和実	部会長
機関等	2 手をつなぐ親の会 会長	上原 明子	副部会長
	3 民生・児童委員代表	小林 喜美江	
庁内委員	4 子ども・若者部長	澁田 景子	
	5 北沢総合支所副支所長	西澤 滋	
	6 生活文化部長	田中 文子	
	7 保健福祉部長	板谷 雅光	
	8 障害福祉担当部長	松本 公平	
	9 教育委員会事務局教育政策部長	工藤 郁淳	

平成30年度

1 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会

NO	所属等	氏名	備考
学識経験者	1 国立成育医療研究センター こころの診療部長	奥山 眞紀子	副委員長・部会長
	2 日本大学危機管理学部 准教授	鈴木 秀洋	副部会長
	3 くれたけ法律事務所 弁護士	一場 順子	
関係機関等	4 中学校長会代表(太子堂中学校長)	板垣 仁	
	5 小学校長会代表(千歳台小学校長)	薄井 康裕	
	6 玉川医師会代表(みくりキッズくりにつく)	本田 真美	
	7 世田谷区医師会代表(矢野こどもクリニック)	矢野 一郎	
庁内委員	8 子ども・若者部長	澁田 景子	
	9 玉川総合支所長	岩元 浩一	
	10 砧総合支所保健福祉センター所長	若林 一夫	
	11 総務部長	中村 哲也	
	12 地域行政部長	志賀 毅一	
	13 保育担当部長	知久 孝之	
	14 世田谷保健所長	辻 佳織	
	15 教育委員会事務局教育次長	浅野 康	

2 社会的養護のあり方検討部会

NO	所属等	氏名	備考
学識経験者	1 明治学院大学 学長	松原 康雄	部会長
	2 愛恵会乳児院 施設長	黒田 邦夫	副部会長
関係機関等	3 主任児童委員代表	明石 眞弓	
	4 児童養護施設(福音寮) 施設長	飯田 政人	
	5 東京養育家庭の会 理事	今井 信吾	
	6 児童養護施設(東京育成園) 統括園長	千葉 茂明	
	7 せたがや子育てネット 代表理事	松田 妙子	
	8 自立援助ホーム(憩いの家) 施設長	渡辺 伊佐雄	
庁内委員	9 子ども・若者部長	澁田 景子	
	10 世田谷総合支保健福祉センター所長	皆川 健一	
	11 政策経営部長	岩本 康	

3 障害児支援体制のあり方検討部会

NO	所属等	氏名	備考
学識経験者	1 東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科 教授	石渡 和実	部会長
関係機関等	2 手をつなぐ親の会 顧問	上原 明子	副部会長
	3 民生・児童委員代表	小林 喜美江	
庁内委員	4 子ども・若者部長	澁田 景子	
	5 北沢総合支所保健福祉センター所長	木本 義彦	
	6 生活文化部長	田中 文子	
	7 保健福祉部長	板谷 雅光	
	8 障害福祉担当部長	松本 公平	
	9 教育委員会事務局教育政策部長	工藤 郁淳	

(目的及び設置)

第1条 世田谷区における児童相談所の開設に向け、区の特性を生かした効果的な児童相談を推進するため、効果的な児童相談行政の推進検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 世田谷区の特性を生かした効果的な児童相談の推進に関すること。
- (2) 児童等の社会的養護に関すること。
- (3) 障害児の支援体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が特に定める重要事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職にある者並びに学識経験を有する者及び関係機関等を代表する者のうちから区長が委嘱するもので組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人に出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 検討委員会は、第2条各号に掲げる事項について調査及び審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、子ども・若者部児童相談所開設準備担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則(30世児相関第19号)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表(第3条関係)

総合支所長(代表1名)
総合支所保健福祉センター所長(代表3名)
政策経営部長
総務部長
生活文化部長
地域行政部長
保健福祉部長
障害福祉担当部長
子ども・若者部長
保育担当部長
世田谷保健所長
教育委員会事務局教育次長
教育委員会事務局教育政策部長